

## 令和4年第1回我孫子市農業委員会総会会議録

### 1. 日 時 場 所

令和4年1月12日（水）午後2時00分  
我孫子市手賀沼親水広場水の館3階研修室

### 2. 委員の現在数

10名

### 3. 出 席 委 員

1 番 田 村 星 寿	2 番 中 野 栄
3 番 嶺 岸 勝 志	4 番 三 須 清 一
5 番 大 井 栄 一	6 番 大 炊 三 枝 子
7 番 成 島 誠	8 番 川 村 泉 治
9 番 宮 久 保 勝	10 番 根 本 博

### 4. 出席事務局職員

局 長	増 田 浩 四 郎
庶 務 係 長	遠 藤 幸 廣
農 地 係 長	富 塚 隆 則
主 任 主 事	片 桐 圭 悟

### 5. 会議に付した議案等

#### 審議事項

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について  
議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請について  
議案第3号 農用地利用集積計画（案）の決定について  
議案第4号 相続税の納税猶予に関する適格者証明願について  
議案第5号 生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願について

#### 報告事項

報告第1号 農地法第4条第1項第8号の規定による転用届出に対する専決処分について  
報告第2号 農地法第5条第1項第7号の規定による転用届出に対する

専決処分について

報告第3号 農地法3条の3の規定による届出書

報告第4号 農地法の規定に基づく許可を要しない土地の判定について

**三須清一会長** ただいまから令和4年第1回我孫子市農業委員会総会を開会いたします。

本日は委員10名の出席をいただいておりますので、会議規則第8条により会議は成立しております。

初めに、会議規則第18条第2項の規定により、本日の会議録署名委員を私から指名させていただきます。

1番 田村星寿委員

2番 中野栄委員

よろしくお願いたします。

次に、本日の書記には、事務局職員の富塚係長を指名します。

本日の議案について、事務局より説明をお願いします。

**事務局** それでは、議案書の目次をお開きください。

本日、御審議いただく案件は、議案第1号から議案第5号までの合計5議案についてです。

議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」3件。

議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請について」2件。

議案第3号「農用地利用集積計画（案）の決定について」新規設定2件、再設定4件、中間管理機構1件、合計7件。

議案第4号「相続税の納税猶予に関する適格者証明願について」1件。

議案第5号「生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願について」1件です。

以上で議案についての説明を終わります。御審議のほどよろしくお願いたします。

**三須清一会長** 以上で議案についての説明は終わりました。

これより議事に入ります。

議案第1号整理番号1番「農地法第3条の規定による許可申請について」審議したいと思います。

事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

**事務局** 議案書の1ページをお開きください。

議案第1号整理番号1番「農地法第3条の規定による許可申請について」。

下記のとおり申請があったので、この会の意見を求めます。

提出日、令和4年1月12日、我孫子市農業委員会会長、三須清一。

それでは、議案の説明をいたします。議案資料も1ページからとなります。

整理番号1番の申請地は、〇〇〇地先の地目畑3筆、合計面積は7,524平方メートルの

使用貸借権を設定するものです。

所在地は、〇〇〇〇〇〇の北東側約1,480メートルに位置しています。位置図は議案資料の7ページを御覧ください。

譲受人は社会福祉法人青葉会で、譲渡人は〇〇〇〇〇〇〇の方です。社会福祉事業の就労継続支援B型事業による農福連携により農業経営規模を拡大するため使用貸借権を設定するものです。

事務局からは以上です。

**三須清一会長** 続いて、中野第1調査会長から調査結果についての報告をお願いします。

**中野栄調査会長** 議案第1号整理番号1番について、調査結果を報告します。

第1調査会で譲受人、譲渡人立会いの下、現地調査を行い、審議しました。

譲受人の経営耕地面積は、今回の借受地を含め約1.37ヘクタールで、農業従事者及び従事日数は、職員5人と障害者7人の12人で、延べ2,880日を予定しています。トラクターは借用し、耕運機、農用自動車等をそろえています。

第1調査会では、社会福祉法人が農地を社会福祉事業のために利用することと、また、事業内容及び農地の維持、規模から見て、農地の集団化、農作業の効率化、その他周辺の農地の農作業上、効率かつ総合的な利用の確保に支障が生じないことから、農地法第3条第2項各号には該当しないため、第1調査会では、全員一致で許可相当との結果に至りました。

以上です。

**三須清一会長** これより議案第1号整理番号1番「農地法第3条の規定による許可申請について」質疑に入ります。

御意見がある委員は挙手をお願いします。

ございませんか。

(なし)

意見がないものと認め、質疑を打ち切ります。

それでは、採決します。

許可することに賛成の委員は挙手をお願いします。

(挙手全員)

挙手全員と認め、議案第1号整理番号1番については原案どおり許可することに決定いたしました。

**三須清一会長** 次に、議案第1号整理番号2番「農地法第3条の規定による許可申請について」審議したいと思います。

事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

**事務局** 議案書の1ページをお開きください。

議案第1号整理番号2番「農地法第3条の規定による許可申請について」。

下記のとおり申請があったので、この会の意見を求めます。

提出日、令和4年1月12日、我孫子市農業委員会会長、三須清一。

それでは、議案の説明をいたします。議案資料は4ページからとなります。

整理番号2番の申請地は、〇〇〇地先の地目畑1筆、面積は3,131平方メートルの賃借権を設定するものです。

所在地は、〇〇〇〇〇〇の北東側約1,450メートルに位置しています。位置図は議案資料の7ページを御覧ください。

譲受人は社会福祉法人青葉会で、譲渡人は〇〇の方です。社会福祉事業の就労継続支援B型事業による農福連携により農業経営規模を拡大するため賃借権を設定するものです。

事務局からは以上です。

**三須清一会長** 続いて、中野第1調査会長から調査結果についての報告をお願いします。

**中野栄調査会長** 議案第1号整理番号2番について、調査結果を報告します。

第1調査会で譲受人立会いの下、現地調査を行い、審議しました。

譲受人の経営耕地面積は、今回の借受地を含め約1.37ヘクタールで、農業従事者及び従事日数は、職員5人と障害者7人の12人で、延べ2,880日を予定しています。トラクターは借用し、耕運機、農用自動車等をそろえています。

第1調査会では、社会福祉法人が農地を社会福祉事業のために利用すること、また、事業内容及び農地の維持、規模から見て、農地の集団化、農作業の効率化、そのほか周辺の農地、農作業上、効率かつ総合的な利用の確保に支障が生じないことから、農地法第3条第2項の各号には該当しないため、第1調査会では、全員一致で許可相当との結論に至りました。

以上です。

**三須清一会長** これより議案第1号整理番号2番「農地法第3条の規定による許可申請について」質疑に入ります。

御意見がある委員は挙手をお願いします。

ございませんか。

(なし)

意見がないものと認め、質疑を打ち切ります。

それでは、採決します。

許可することに賛成の委員は挙手をお願いします。

(挙手全員)

挙手全員と認め、議案第1号整理番号2番については原案どおり許可することに決定いたしました。

**三須清一会長** 次に、議案第1号整理番号3番「農地法第3条の規定による許可申請について」審議したいと思います。

事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

**事務局** 議案書の2ページをお開きください。

議案第1号整理番号3番「農地法第3条の規定による許可申請について」。

下記のとおり申請があったので、この会の意見を求めます。

提出日、令和4年1月12日、我孫子市農業委員会会長、三須清一。

それでは、議案の説明をいたします。議案資料は36ページからとなります。

整理番号3番の申請地は、〇〇〇〇字〇〇〇地先の地目田3筆、〇〇〇地先の地目田1筆、合計4筆、合計面積は7,931平方メートルの賃借権を設定するものです。

所在地は、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇の南南東側約357メートルに位置しています。位置図は議案資料の37ページを御覧ください。

譲受人は公益社団法人千葉県園芸協会、譲渡人は〇〇の方です。機構への貸付申込みがあったため賃借権を設定するものです。

事務局からは以上です。

**三須清一会長** 続いて、中野第1調査会長から調査結果についての報告をお願いします。

**中野栄調査会長** 議案第1号整理番号3番について、調査結果を報告します。

第1調査会で譲渡人立会いの下、現地調査を行い、審議しました。

譲受人は中間管理機構である公益社団法人千葉県園芸協会、この議案が承認された後、次の総会において農用地利用配分計画案として審議され、農業者に転貸されることとなります。これにより、農地法第3条第2項各号には該当しないため、第1調査会では、全員一致で許可相当との結論に至りました。

以上です。

**三須清一会長** これより議案第1号整理番号3番「農地法第3条の規定による許可申請について」質疑に入ります。

御意見がある委員は挙手をお願いします。

ございませんか。

(なし)

意見がないものと認め、質疑を打ち切ります。

それでは、採決します。

許可することに賛成の委員は挙手をお願いします。

(挙手全員)

挙手全員と認め、議案第1号整理番号3番については原案どおり許可することに決定いたしました。

**三須清一会長** 次に、議案第2号整理番号1番「農地法第5条の規定による許可申請について」審議したいと思います。

事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

**事務局** 議案書の3ページをお開きください。

議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請について」。

下記のとおり申請があったので、この会の意見を求めます。

提出日、令和4年1月12日、我孫子市農業委員会会長、三須清一。

それでは、議案の説明をいたします。議案資料は43ページからとなります。

整理番号1番の申請地は、〇〇字〇〇〇地先の田1筆、面積は1,013平方メートルです。

申請理由は、所有権を移転し、太陽光発電施設を設置するものです。

所在地は、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇の南南東側約353メートルに位置しています。位置図は議案資料の49ページを御覧ください。

計画する太陽光発電施設は、パネル板168枚、パワーコンディショナー9台を設置し、49.5キロワットを発電するものです。

事業に関わる経費は、建設費〇, 〇〇〇万〇, 〇〇〇円、土地代〇〇〇万円、整備費〇〇万〇, 〇〇〇円、合計〇, 〇〇〇万〇, 〇〇〇円で、全額自己資金で行う計画で、金融機関の預金残高証明書を確認しています。また、小売電気事業者への売電は20年固定で、1キロワット当たり税抜き〇〇円です。

なお、電力会社への申込みは済んでおり、経済産業省への登録も済んでいます。

事務局からは以上です。

**三須清一会長** 続いて、中野第1調査会長から調査結果についての報告をお願いします。

**中野栄調査会長** 議案第2号整理番号1番について、調査結果を報告します。

第1調査会で譲受人の代理人立会いの下、現地調査を行い、審議しました。

申請地は、太陽光発電施設を計画する要素である障害物もなく平坦地で道路に接しているため、盛土、切土はなく設置が容易であり、最適であることから、太陽光発電事業用地とするものです。

雨水は敷地内自然浸透させ、施設は草刈り、清掃を実施するとのことです。

隣接農地所有者からは特に意見はありませんが、今後、隣接農地の所有者、耕作者から意見や問合せがあった場合には真摯に対応するとのことです。

なお、当該地についての現地調査での立地基準は、宅地化の状況が住宅の用もしくは事業の用に供する施設または公共施設もしくは公益的施設が連たんしている程度に達している区域に近接している区域内にある農地で、市街地から500メートル以内であることから、農地区分は第2種農地と判断しました。

農地法第5条の許可要件である立地基準や一般基準を満たしており、現地調査では、隣接土地所有者に支障がない旨確認されたことから、第1調査会では、全員一致で許可相当との結論に至りました。

以上です。

**三須清一会長** これより議案第2号整理番号1番「農地法第5条の規定による許可申請について」質疑に入ります。

御意見がある委員は挙手をお願いします。

ございませんか。

(なし)

意見がないものと認め、質疑を打ち切ります。

それでは、採決します。

許可することに賛成の委員は挙手をお願いします。

(挙手多数)

挙手多数と認め、議案第2号整理番号1番については原案どおり許可することに決定いたしました。

**三須清一会長** 次に、議案第2号整理番号2番「農地法第5条の規定による許可申請につ



いて」審議したいと思えます。

事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

**事務局** 議案書の3ページをお開きください。

議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請について」。

下記のとおり申請があったので、この会の意見を求めます。

提出日、令和4年1月12日、我孫子市農業委員会会長、三須清一。

それでは、議案の説明をいたします。議案資料は43ページからとなります。

整理番号2番の申請地は、〇〇字〇〇地先の畑1筆、面積は852平方メートルです。

申請理由は、所有権を移転し、太陽光発電施設を設置するものです。

所在地は、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇の南東側約483メートルに位置しています。位置図は議案資料の60ページを御覧ください。

計画する太陽光発電施設は、パネル板168枚、パワーコンディショナー9台を設置し、49.5キロワットを発電するものです。

事業に関わる経費は、建設費〇、〇〇〇万〇、〇〇〇円、土地代〇〇〇万円、整備費〇〇万〇、〇〇〇円、合計〇、〇〇〇万〇、〇〇〇円で、全額自己資金で行う計画で、金融機関の預金残高証明書を確認しています。また、小売電気事業者への売電は20年固定で、1キロワット当たり税抜き〇〇円です。

なお、電力会社への申込みは済んでおり、経済産業省への登録も済んでいます。

事務局からは以上です。

**三須清一会長** 続いて、中野第1調査会長から調査結果についての報告をお願いします。

**中野栄調査会長** 議案第2号整理番号2番について、調査結果を報告します。

第1調査会で譲受人の代理人、譲渡人立会いの下、現地調査を行い、審議しました。

申請地は、太陽光発電施設を計画する要素である障害物もなく平坦地で道路に接しているため、盛土、切土はなく設置が容易であり、最適であることから、太陽光発電事業用地とするものです。

雨水は敷地内自然浸透させ、施設は草刈りを実施するとのことでした。

隣接農地所有者からは特に意見はありませんが、今後、隣接農地の所有者、耕作者から意見や問合せがあった場合には真摯に対応するとのことでした。

なお、当該地についての現地調査での立地基準は、宅地化の状況が住宅の用もしくは事業の用に供する施設または公共施設もしくは公益的施設が連たんしている程度に達している区域に近接している区域内にある農地で、市街地から500メートル以内であることから、

農地区分は第2種農地と判断しました。

農地法第5条の許可要件である立地基準や一般基準を満たしており、現地調査では、隣接土地所有者に支障ない旨確認されたことから、第1調査会では、全員一致で許可相当との結論に至りました。

以上です。

**三須清一会長** これより議案第2号整理番号2番「農地法第5条の規定による許可申請について」質疑に入ります。

御意見がある委員は挙手をお願いします。

ございませんか。

(なし)

意見がないものと認め、質疑を打ち切ります。

それでは、採決します。

許可することに賛成の委員は挙手をお願いします。

(挙手全員)

挙手全員と認め、議案第2号整理番号2番については原案どおり許可することに決定いたしました。

**三須清一会長** 次に、議案第3号「農用地利用集積計画（案）について」審議します。

それでは、事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

**事務局** 議案書の4ページをお開きください。

議案第3号「農用地利用集積計画（案）の決定について」。

下記のとおり、農業経営基盤強化促進法第18条の第1項の規定により、我孫子市長から農用地利用集積計画（案）について決定を求められているので、この会の意見を求めます。

提出日、令和4年1月12日、我孫子市農業委員会会長、三須清一。

それでは、議案の説明をします。議案資料は85ページからとなります。

整理番号1番、賃借権を設定する農地は、〇〇字〇〇〇〇地先の登記地目原野、現況地目田3筆、合計面積は2,630平方メートルです。権利の設定を受ける者は〇〇〇〇〇〇の方で、権利を設定する者は〇〇の方です。借受期間は3年間、借賃は全面積で〇万〇、〇〇〇円です。

整理番号2番、賃借権を設定する農地は、〇〇字〇〇地先の登記地目原野、現況地目畑2筆、〇〇字〇〇地先の登記地目宅地、現況地目畑1筆、〇〇字〇〇地先の地目畑2筆、合計5筆、合計面積は3,141.57平方メートルです。権利の設定を受ける者は〇〇〇〇〇〇

の新規就農者で、権利を設定する者は〇〇の方です。借受期間は10年間、借賃は10アール当たり〇, 〇〇〇円です。

整理番号3番、使用貸借権を再設定する農地は、〇〇字〇〇〇〇地先の登記地目原野、現況地目畑1筆、面積は1,034平方メートルのうち573平方メートルです。権利の設定を受ける者は〇〇〇〇〇〇の方で、権利を設定する者は〇〇の方です。借受期間は3年間、借賃は無償です。

整理番号4番、貸借権を再設定する農地は、〇〇字〇〇〇〇地先の地目畑3筆、合計面積は1,945平方メートルです。権利の設定を受ける者は〇〇〇〇〇〇の方で、権利を設定する者は〇〇の方です。借受期間は3年間、借賃は10アール当たり〇万円です。

整理番号5番、貸借権を再設定する農地は、〇〇〇〇字〇〇地先の地目田3筆、〇〇〇地先の地目田1筆、合計4筆、合計面積は6,000平方メートルです。権利の設定を受ける者は〇〇の方で、権利を設定する者は〇〇の方です。借受期間は10年間、借賃は10アール当たりコシヒカリ1等米〇〇キログラムです。

整理番号6番、貸借権を再設定する農地は、〇〇〇字〇〇〇〇地先の地目田1筆、面積は794平方メートルです。権利の設定を受ける者は〇〇〇の方で、権利を設定する者は〇〇〇〇〇〇〇〇〇の方です。借受期間は1年間、借賃は全面積で〇万〇, 〇〇〇円です。

整理番号7番、貸借権を設定する農地は、〇〇〇地先の地目田4筆、合計面積は9,004平方メートルです。権利の設定を受ける者は公益社団法人千葉県園芸協会、転貸を受ける者は〇〇の方で、権利を設定する者は〇〇の方です。借受期間は10年間、借賃は10アール当たりコシヒカリ1等米〇〇キログラムです。

事務局からは以上です。

**三須清一会長** 続いて、中野第1調査会長から議案第3号の調査結果についての報告をお願いします。

**中野栄調査会長** 整理番号1番、3番の権利の設定を受ける者の経営面積は、借受地を含め約3.05ヘクタールで、農業従事日数は、本人が年間347日、妻が11日です。トラクター、管理機、農用自動車等をそろえています。

整理番号2番の権利の設定を受ける者の経営面積は、借受地のみ約0.31ヘクタールで、イチジク栽培を行います。

整理番号4番の権利の設定を受ける者の経営面積は、借受地のみ約0.79ヘクタールで、農業従事日数は、本人と妻が年間350日です。トラクター、管理機、ビニールハウスをそろえています。

整理番号5番の権利の設定を受ける者の経営面積は、借受地のみ約14.61ヘクタールで、

農業従事日数は、本人が年間280日、母が250日です。トラクター、コンバイン、農用自動車等をそろえています。

整理番号6番の権利の設定を受ける者の経営面積は、借受地のみ約5.66ヘクタールで、農業従事日数は、本人が年間300日、母が100日です。トラクター、コンバイン、農用自動車等をそろえています。

整理番号7番の権利の設定を受ける者の経営面積は、借受地を含め約3.21ヘクタールで、農業従事日数は、本人が年間150日、妻が50日、子が30日、父が100日です。トラクター、コンバイン、農用自動車等をそろえています。

以上の内容を基に審議しましたところ、第1調査会では、権利の設定を受ける者の経営農地の効率的な利用など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていることから、計画案は適当と判断し、全員一致をもって決定相当との判断に至りました。

以上です。

**三須清一会長** これより議案第3号「農用地利用集積計画（案）の決定について」質疑に入ります。

御意見がある委員は挙手をお願いします。

(なし)

意見がないものと認め、質疑を打ち切ります。

それでは、採決します。

決定することに賛成の委員は挙手をお願いします。

(挙手全員)

挙手全員と認め、議案第3号については原案どおり決定することとしました。

**三須清一会長** 次に、議案第4号「相続税の納税猶予に関する適格者証明願について」審議します。

なお、当該案件については、議長の私が関係者となっております。農業委員会会議規則第14条に基づき議事参与の制限がありますので、議長を根本職務代理にお願いし、私は退出させていただきます。

(議長交代 三須会長退室)

**根本博職務代理者** それでは、三須議長に代わり議長を務めます。

事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

**事務局** 議案書の9ページをお開きください。

議案第4号「相続税の納税猶予に関する適格者証明願について」。

下記のとおり相続税の納税猶予に関する適格者証明書の証明願があったので、この会の意見を求めます。

提出日、令和4年1月12日、我孫子市農業委員会会長、三須清一。

それでは、議案の説明をします。議案資料は95ページからとなります。

整理番号1番、当該案件は、相続人が相続税の納税猶予の特例適用を受けるために、当該農地等を所有していた被相続人が、当該農地等につき、その死亡の日まで農業を営んでいた個人に該当するものであること、また、その相続人が相続税の申告期限までに当該農地について農業経営を開始し、その後、引き続き農業経営を行うと認められる者であることの証明を行うもので、このことから現地の状況を確認しました。

事務局からは以上です。

**根本博職務代理者** 続いて、中野第1調査会長から調査結果についての報告をお願いします。

**中野栄調査会長** それでは、議案第4号についての調査結果を報告します。

申請人立会いの下、現地調査をしました。

申請地は、〇〇〇〇地先の畑1筆、面積は3,512平方メートルのうち1,631平方メートルを相続により継承することになったものです。

被相続人、相続人は、ともに〇〇〇〇の農業者です。相続人の農業従事日数は、本人と妻が年間300日、母が100日、子が250日です。トラクター、コンバイン、農用自動車をそろえています。

また、申請地を確認したところ、農地を適正に耕作されており、今後も耕作する意思があることを確認できました。

以上の内容を基に審議しましたところ、第1調査会では、全員一致をもって証明相当との判断に至りました。

以上です。

**根本博職務代理者** これより議案第4号に対する質疑に入ります。

御意見がある委員は挙手をお願いします。

(なし)

意見がないものと認め、議案第4号に対する質疑を打ち切ります。

これより、議案第4号「相続税の納税猶予に関する適格者証明願について」採決します。

証明することに賛成の委員は挙手をお願いします。

(挙手全員)

挙手全員と認め、議案第4号は原案どおり証明することにいたしました。

それでは、議長を代わりますので、三須議長を入室させてください。

(三須会長入室 議長交代)

**三須清一会長** 次に、議案第5号「生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願について」審議します。

それでは、事務局より議案の朗読と説明をお願いします。

**事務局** 議案書の10ページをお開きください。

議案第5号「生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願について」。

下記のとおり申請があったので、この会の意見を求めます。

提出日、令和4年1月12日、我孫子市農業委員会会長、三須清一。

それでは、議案の説明をします。議案資料は98ページからとなります。

生産緑地の指定を受けていた農地の主たる農業従事者が死亡したことから、生産緑地法第10条の規定により、買取りの申出を市へ申請するため、主たる従事者証明を求めるものです。

買取り申出を行う生産緑地は、〇〇〇〇〇〇目地先の地目畑2筆、合計面積は1,132平方メートルです。〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇の西側約687メートルに位置しています。位置図は議案資料の99ページを御覧ください。

事務局からは以上です。

**三須清一会長** 続いて、中野第1調査会長から調査結果についての報告をお願いします。

**中野栄調査会長** 議案第5号について、調査結果を報告します。

申出人立会いの下、現地調査を行い、審議しました。

農業の主たる従事者であった申出人の父は、令和3年10月6日に死亡されました。現地は梅畑として管理されています。

相続人は、長男、長女と長女の子の3人ですが、農業に従事することが困難なことから、市に生産緑地の買取り申出を行うものです。

なお、申出人からの聞き取りにより買取り申出事由が生じた者は、農業の主たる従事者として当該農地を管理していたとのことです。

以上を基に、第1調査会では、農業の主たる従事者が以前から農地を適正に管理していたと判断し、全員一致で農業の主たる従事者について証明相当と判断しました。

以上です。

**三須清一会長** これより議案第5号に対する質疑に入ります。

御意見がある委員は挙手をお願いします。

ございませんか。

(なし)

意見がないものと認め、質疑を打ち切ります。

これより議案第5号「生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明願について」採決します。

生産緑地に係る農業の主たる従事者について証明をすることに賛成の委員は挙手をお願いします。

(挙手全員)

挙手全員と認め、議案第5号については原案どおり証明することに決定いたしました。

**三須清一会長** 続いて、報告事項に移ります。

事務局、報告をお願いします。

**事務局** それでは、報告いたします。

報告は、第1号から4号までの4件です。

報告第1号は、「農地法第4条第1項第8号の規定による転用届出に対する専決処分について」で、5件受理しました。届出事由は、住宅が3件、障害者グループホームが2件です。

報告第2号は、「農地法第5条第1項第7号の規定による転用届出に対する専決処分について」で、4件受理しました。届出事由は、住宅が3件、駐車場が1件です。

報告第3号は、「農地法第3条の3の規定による届出書について」で、2件受理しました。届出事由は相続です。

報告第4号は、「農地法の規定に基づく許可を要しない土地の判定について」で、2件判定しました。判定事由は、住宅への進入路が1件、神社の敷地が1件です。

事務局からは以上です。

**三須清一会長** 報告第1号から4号について、何か御意見がありましたら挙手をお願いします。

(なし)

意見がないものと認め、報告事項に対する質疑を打ち切ります。

以上で、本日の議案の審議並びに報告事項は全て終了しました。

これをもちまして、令和4年第1回我孫子市農業委員会総会を閉会いたします。



この会議録は、真正であることを認めて署名する。

会 長

署名人

署名人